

# 笛吹市国民健康保険通信

「国民健康保険加入者の皆さんへみんなの国保を守るために」

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。「みんなの国保を守るため」に、一緒に考えていきましょう。

## 平成23年度国民健康保険証の郵送について

現在、皆さんがお持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、3月31日（木）までです。平成23年度の新しい保険証を3月下旬に送付します。4月からは今お持ちの保険証は使えなくなり、4月1日からは、4月1日をもって新しい保険証が届かない場合は、お問い合わせください。

## 国民健康保険高齢者受給者証について

国保税に未納がある場合は、「短期被保険者証」または医療費が一旦全額自己負担になる「資格証明書」を発行します。領収証等で納付状況をご確認いただき、納め忘れがある場合は早めに納付してください。

国保では、70歳になった翌月（1日生まれの方は当月）から75歳に

## 修学中の国民健康保険証について

この措置期限が制度改正により平成24年3月31日（土）まで延長されることになりました。現在1割負担の方には、3月中旬に期限変更後の高齢受給者証を世帯主あてに郵送させていただきますので、対象者名をご確認の上、4月からご使用ください。

大学や専門学校などに行くため、笛吹市の家族と離れて生活する場合、引き続き笛吹市の国民健康保険を使用する為に、マル学該当の届出が必要になります。（住所変更

をする場合のみ）

手続きに必要なもの  
 ・ 在学証明書  
 ・ 国民健康保険証  
 ・ 印鑑

在学証明書は毎年提出してください。

なお、大学や専門学校を卒業した場合は、次の手続きをお願いいたします。

会社等の社会保険に加入した場合、国民健康保険の資格喪失手続きを国保課窓口で行ってください。手続きをしないと、保険税が二重にかかってしまいます。

- ・ 国民健康保険証
  - ・ 社会保険証
  - ・ 印鑑
  - ・ 笛吹市以外の自治体に居住し、社会保険に加入していない場合、国民健康保険は、現住所がある自治体で加入します。
  - ・ 持ち物
  - ・ 笛吹市での手続き
  - ・ 国民健康保険証
  - ・ 印鑑
  - ・ 居住地での手続き
  - ・ 笛吹市で発行する資格喪失証明書
  - ・ 印鑑
- 笛吹市に居住し、社会保険に加入しない場合  
 マル学非該当届を行ってください。



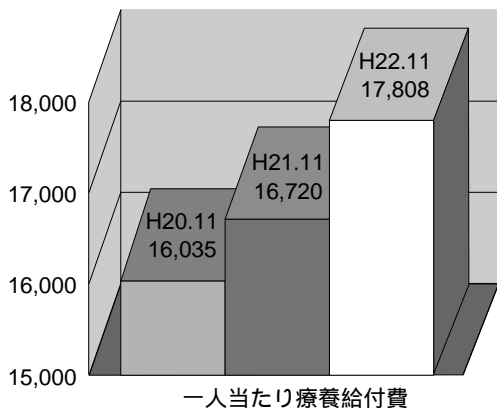
さい。

持ち物  
 ・ 国民健康保険証  
 ・ 印鑑

平成22年11月療養給付費は増額!!（国保会計からの支拂分の状況）

平成22年11月の一人当たり療養給付費は1万7808円でした。平成21年11月と比較すると1088円（+6.5%）の増額となりました。

特定健診・特定保健指導を受け、生活習慣病を早期発見し、医療費の節約を心がけましょう。



問合せ先  
 国民健康保険課 国保総務担当  
 055(262)4111